

学校法人山陰理容美容学園

松江理容美容専門大学校学則

松江理容美容専門大学校

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この学校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）、理容師法（昭和22年法律第234号）および美容師法（昭和32年法律第163号）に基づき、将来理容師・美容師になろうとする者に必要な知識技術を授け、併せて徳性を涵養することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 この学校は、松江理容美容専門大学校（以下「本学」という）と称する。

(位 置)

第 3 条 本学は、松江市西津田 2 丁目15番 5 号に置く。

(課程・学科・コース・修業年限および定員)

第 4 条 本学の課程・学科・コース・修業年限・定員および学級数は次の通りとする。

課 程	学 科	コ ー ス	修業年限	総定員	学級数	備 考
職業実践 専門課程	理容学科	ヘアデザインコース ^{※1}	2年以上	20名	2	昼 間
		ヘアビジネスコース ^{※1}				
	ダブルライセンスコース ^{※2}	1年以上				
	美容学科	メイクアップコース ^{※1}	2年以上	80名	2	
		ネイルアートコース ^{※1}				
エステティックコース ^{※1}						
ブライダルコーディネーターコース ^{※1}						
		ダブルライセンスコース ^{※3}	1年以上			

※1 コース選択は、第2学年の総合技術の課目の中で行う。

※2 理容師養成施設指定規則第2条第4項および第4条第1項第1号に規定するコースとする。

※3 美容師養成施設指定規則第1条の2および第3条第1項第1号に規定するコースとする。

第 2 章 教 育 課 程

(教科課目・コース選択および単位数または授業時間数)

第5条 本学各学科の教科課目および単位数または授業時間数は、理容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第5号）ならびに美容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第8号）を基準としてこれを定め、別表第1号の通りとする。ただしダブルライセンスコース（平成29年厚労省令第33号）については、別表第1号の2の通りとする。

2. 前項に定めるもののほか、必要と認める教科課目については、本学長が別に定める。

(同時授業)

第6条 本学の理容学科および美容学科において、定められた教科課目については同時授業を実施することができる。同時授業を行う教科課目は別表第2号の通りとする。

第 3 章 学 期 お よ び 休 業 日

(学 年)

第7条 本学の学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第8条 本学は学年を3学期に分けて、前期、中期、後期とする。

前期 4月1日から8月末日まで

中期 9月1日から12月末日まで

後期 翌年1月1日から3月末日まで

(休 業 日)

第9条 本学の授業を行わない日（以下「休業日」という）は次の通りとする。

(1) 土曜日・日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

- (3) 学校創立記念日（5月6日）
 - (4) 学年始休業日 4月1日から始業日の前日まで
 - (5) 夏季休業日 7月第4週から8月末日まで
 - (6) 冬季休業日 12月第4週から1月第1週まで
 - (7) 学年末休業日 3月第3週から3月末日まで
2. 本学長は前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、別に休業日を定めることができる。
3. 本学長は、第1項に規定する休業日においても、必要と認めるときは授業を行うことができる。

第4章 入学・休学および退学

（入学時期）

第10条 入学の時期は学年の始めとする。

（入学資格）

第11条 本学に入学することができる者は、学校教育法第90条に規定する者とする。

（入学手続）

第12条 本学に入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に第25条に定める入学検定料を添えて所定の期日までに本学長に提出しなければならない。

- (1) 入学願書（本学所定のもの）
- (2) 最終学校の調査書（最終学校様式による評定平均値ならびに学習成績概評および出欠状況記載のもの）
- (3) 写真（出願3ヶ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽のもの、4cm×3cm）

（入学試験）

第13条 本学長は、前条に規定する書類を提出した者について、次の各号に定める選抜試験を実施し、最終学校の調査書成績（評定平均値ならびに学習成績概評および出欠状況記載のもの）と合わせて、入学を許可する者を決定する。

(1) 学科試験

(2) 面接試験

2. 前項の学科試験の課目は別に定める。

(入学の手続き)

第14条 入学を許可された者は入学許可の通知を受領した後、指定日までに連帯保証人1名を定め、前記保証人が連署した誓約書に第25条に定める納入金を添えて、本学長に提出しなければならない。万一、定められた期限までに入学手続を完了しない場合、本学長は入学許可を取り消すことができる。

(連帯保証人)

第15条 連帯保証人は、保護者以外の第三者で独立した生計を営んでいる成年でなければならない。

2. 連帯保証人は、保証する学生の身上に関して一切の責任を負うものとする。

(身上の異動)

第16条 学生および連帯保証人が身上の異動または住所の変更をしたときは、直ちに、異動届を本学長に提出しなければならない。

2. 学生は、連帯保証人がその資格を失い、または死亡したときは、直ちに他の連帯保証人を定め本学長に届け出なければならない。

(転入および転学)

第17条 本学長は、他の学校から転入を希望する者に対して欠員のある場合、選考のうえ入学を許可することができる。

2. 本学長は、他の学校に転出を希望する者に対して、正当な理由があると認められる場合、許可することができる。

(欠席および休学)

第18条 学生は、疾病その他の理由により1週間以上欠席するときは、すみやかに欠席届（医師の診断書を添付）を本学長に提出して、その承認を受けなければならない。

2. 本学長は、特に必要があると認めるときは、学生に休学を命ずることができる。この場合、学生はすみやかに休学届を提出しなければならない。

(復 学)

第19条 前条の規定に基づいて休学した学生は、当該休学した理由が消滅したとき、または休学期間が満了したことにより復学しようとするときは、連帯保証人が連署した復学届を本学長に提出して、その許可を受けなければならない。ただし、傷病のため休学した者にとっては、医師の診断書を添付しなければならない。

(退 学)

第20条 退学しようとする学生は、連帯保証人連署のうえ、退学届を本学長に提出しなければならない。

2. 本学長は、修学見込みのない学生に対して退学を命ずることができる。

第 5 章 教育課程・学修評定・卒業および専門士

(教育課程)

第21条 授業の1単位時間は50分を標準とし、別表第1号に定める卒業までの実施総単位数または実施総授業時間数は、70単位または2,210時間とする。ただしダブルライセンスコースについては、34単位または1,122時間とし、別表第1号の2とする。

2. 単位数については、授業方法に応じ、当該授業による教育効果等を考慮して、30時間から45時間までの範囲の授業時間をもって1単位とする。

3. 本学長は、試験の成績が合格点に満たない教科科目について再試験を行うことができる。

4. 学生の出席状況に応じて教科科目ごとに欠席があった場合は、補習授業（1単位時間あたり1,000円を徴収）の実施などの措置をとることができる。

(学修評定)

第22条 学修の評定は、平素の履修状況および試験の成績を勘案して、各担当教員が決定する。

(卒業)

第23条 本学長は、学生が本学の定める教育計画に従って所定の教科課目および所定の単位数または授業時間数を履修し、かつ次の各号の卒業認定の基準を満たし、その成果が教科課目の教育目標からみて満足できるものと認められる場合は、卒業判定会議を経て、卒業を認定する。

- (1) 学則で定める必要な単位数または授業時間数を履修していること
- (2) 教科課目の区分ごとに、その教科課目の出席状況が著しく不良でないこと
- (3) 成績考査等の試験が60点以上(100点満点として)であること

2. 本学長は、前項の規定により卒業の認定を受けた理容学科の学生に対して別紙様式第1号の卒業証書を、美容学科の学生に対して別紙様式第2号の卒業証書を授与することができる。

3. 本学長は、前項の理容学科の学生に対して文部科学大臣告示により別紙様式第3号の専門士の称号を、美容学科の学生に対して別紙様式第4号の専門士の称号を授与することができる。

第6章 健康管理

(学生の健康管理)

第24条 本学長は、在学期間中に健康診断を行い、その健康維持に留意しなければならない。

第7章 学費

(学費)

第25条 本学の納入金は別表第3号の通りとする。ただしダブルライセンスコースについては別表第3号の2の通りとする。

2. 納入金は本学長が指定する期日までに納入しなければならない。

第 8 章 教職員および組織

(教職員)

第26条 次の教職員を置く。

- (1) 本学長 1名
- (2) 教員 6名以上
- (3) 講師 5名以上
- (4) 事務職員 1名以上
- (5) 学校医 1名

本学長は教員に含む。

2. 本学長は校務をつかさどり所属教職員を監督する。

第 9 章 賞 罰

(表彰)

第27条 本学長は、学業・素行ともに優秀な学生、または特別な善行があり他の学生の模範となる学生を褒賞することができる。

(懲戒)

第28条 本学長は、学生が次の各号に該当するとき、戒告・停学または退学の処分をすることができる。

- (1) 学力劣等で卒業の見込みがないとき
- (2) 学生として不適切な行為があったとき
- (3) 素行不良で改心の見込みがないとき
- (4) 正当な理由がなく、出席が常でないとき
- (5) 納入金の滞納が続き、支払いが至難なとき

第 10 章 附 帯 事 業

(別科通信課程)

第29条 本学の附帯事業は次の通りとする。

課 程	学 科	コ ー ス	修業年限	総定員	学級数
別 科 通 信 課 程	理容学科	スタンダードコース ※1	3年以上	30名	3
		ダブルライセンスコース ※2	1.5年以上		
	美容学科	スタンダードコース ※1	3年以上	120名	3
		ダブルライセンスコース ※3	1.5年以上		

※1 ダブルライセンスコース以外の別科通信課程のコースとする。

※2 理容師養成施設指定規則第2条第4項および第4条第1項第3号に規定するコースとする。

※3 美容師養成施設指定規則第1条の2および第3条第1項第3号に規定するコースとする。

(授業料その他)

第30条 別科通信課程理容学科・美容学科は、理容師法・美容師法に基づいて運営し、授業料その他必要事項は別に定める。

附 則 (1)

この学則は昭和32年4月1日より実施する。本学長は必要に応じて学則を改正することができる。

附 則 (2)

この学則は一部改正して昭和44年4月1日より実施する。以前の学則に基づき入学した学生はこの学則に依って入学したものとみなす。

附 則 (3)

この学則は専修学校制度発足にしたがって校名変更を行い、昭和53年4月1日より実施する。

附 則 (4)

この学則は住居表示に関する法律第3条第1項および第2項の規定に基づき地名変更を行い、昭和59年4月26日より実施する。

附 則 (5)

この学則は一部改正して昭和61年4月1日より実施する。

附 則 (6)

この学則は学校新築（昭和63年11月）に伴い校名変更を行い、平成元年4月1日より実施する。

附 則 (7)

この学則は法改正に伴い、校名を松江理容美容専門学校と改名し、高等課程を廃止して専門課程を設置し、平成10年4月1日より実施する。学則実施に必要な細則は本学長が定めることができる。

附 則 (8)

この学則はカリキュラム（選択必修）の変更と様式第3号、様式第4号の追加を行い、平成12年4月1日より実施する。

附 則 (9)

この学則は一部改正して平成16年4月1日より実施する。以前の学則に基づき入学した学生は、この学則に依って入学したものとみなす。

附 則 (10)

この学則は一部改正して平成21年4月1日より実施する。

附 則 (11)

この学則は法改正に伴い同時授業の規定を明示し、平成22年4月1日より実施する。

附 則 (12)

この学則は教科課目および授業時間数等の一部変更を行い、平成23年4月1日より実施する。ただし以前の学則に基づき入学した学生は、その学則に従うものとする。

附 則 (13)

この学則は一部改正して平成25年4月1日より実施する。ただし以前の学則に基づき入学した学生は、その学則に従うものとする。

附 則 (14)

この学則は職業実践専門課程の認定に関する規定により一部改正して、平成27年4月1日より実施する。ただし以前の学則に基づき入学した学生は、この学則に依って入学したものとみなす。

附 則 (15)

この学則は理容師法および美容師法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年3月31日厚生労働省令第33号)に関する規定により一部改正して、平成30年4月1日より実施する。ただし以前の学則に基づき入学した学生は、この学則に依って入学したものとみなす。

附 則 (16)

この学則は一部変更を行い、令和6年4月1日より実施する。ただし以前の学則に基づき入学した学生は、その学則に従うものとする。

別表第1号

課 目		総単位数		総授業時間数		第 1 学 年				第 2 学 年			
		法定	実施	法定	実施	前期	中期	後期	単位 (時間)	前期	中期	後期	単位 (時間)
必修 課 目	関係法規・制度	1	1	30	33	/	9	9	0.5(18)	/	9	6	0.5(15)
	衛生管理	3	3	90	96	24	24	14	2(62)	6	14	14	1(34)
	保 健	3	3	90	99	24	24	14	2(62)	8	14	15	1(37)
	化粧品化学	2	2	60	66	12	12	8	1(32)	12	12	10	1(34)
	文化論	2	2	60	66	12	12	8	1(32)	12	12	10	1(34)
	理容・美容技術理論	5	5	150	167	44	44	11	3(99)	22	22	24	2(68)
	運営管理	1	1	30	33	/	10	6	0.5(16)	6	5	6	0.5(17)
	理容・美容実習	30	33	900	990	145	130	145	14(420)	320	210	40	19(570)
	計	47	50	1,410	1,550	261	265	215	24(741)	386	298	125	26(809)
選択 課 目	一般 教養 課目		1		33	11	7	/	0.5(18)	8	7	/	0.5(15)
			2		66	22	29	/	1.5(51)	15	/	/	0.5(15)
	専 門 教 育 課 目	20	2	600	66	66	/	/	2(66)	/	/	/	0(0)
			2		66	16	18	/	1(34)	18	14	/	1(32)
			2		66	16	18	/	1(34)	18	14	/	1(32)
			2		66	10	12	10	1(32)	20	14	/	1(34)
			9		297	6	50	8	2(64)	70	80	83	7(233)
	計	20	20	600	660	147	134	18	9(299)	149	129	83	11(361)
合 計	67	70	2,010	2,210	408	399	233	33(1,040)	535	427	208	37(1,170)	

別表第1号の2

課 目		総単位数		総授業時間数		第 1 学 年			
		法定	実施	法定	実施	前期	中期	後期	計
必修 課目	理容・美容技術理論	4	4	120	132	44	53	35	132
	理容・美容実習	23	23	690	759	274	310	175	759
	計	27	27	810	891	318	363	210	891
選択 課目	エステティック技術	7	2	210	66	66	/	/	66
	理容・美容総合技術		5		165	25	60	80	165
	計	7	7	210	231	91	60	80	231
合 計		34	34	1,020	1,122	409	423	290	1,122

別表第2号

課目 \ 学科	理 容 学 科	美 容 学 科
教 科 課 目	関係法規・制度 衛生管理 保健 化粧品化学 文化論 運営管理 保健体育 ビジネスマナー エステティック技術 ネイル技術 メイク技術 毛髪科学	関係法規・制度 衛生管理 保健 化粧品化学 文化論 運営管理 保健体育 ビジネスマナー エステティック技術 ネイル技術 メイク技術 毛髪科学

別表第3号

学費	学科	理 容 学 科		美 容 学 科	
		1	2	1	2
検 定 料		20,000円		20,000円	
入 学 金		200,000円		200,000円	
学 年		1	2	1	2
授 業 料		480,000円	480,000円	480,000円	480,000円
実 習 費		240,000円	240,000円	240,000円	240,000円
施 設 費		120,000円	120,000円	120,000円	120,000円

別表第3号の2

学費	学科/コース	理容学科/ダブルライセンスコース	美容学科/ダブルライセンスコース
	検 定 料		20,000円
入 学 金		200,000円	200,000円
学 年		1	1
授 業 料		240,000円	240,000円
実 習 費		180,000円	180,000円
施 設 費		120,000円	120,000円

様式第1号

理第 号

卒業証書

氏名

学校印 年 月 日生

上の者本学職業実践専門課程理容学科
(平成28年文部科学省告示第16号)に
おいて所定の修業年限を修了したことを
証する

年 月 日

学校法人 山陰理容美容学園
松江理容美容専門大学校

印

様式第2号

美第 号

卒業証書

氏名

学校印 年 月 日生

上の者本学職業実践専門課程美容学科
(平成28年文部科学省告示第16号)に
おいて所定の修業年限を修了したことを
証する

年 月 日

学校法人 山陰理容美容学園
松江理容美容専門大学校

印

様式第3号

理第 号

称号授与書

職業実践専門課程理容学科

学校印 氏名

年 月 日生

上の者に文部科学大臣告示(平成28年
文部科学省告示第19号)により専門士
(職業実践専門課程)の称号を授与する

年 月 日

学校法人 山陰理容美容学園
松江理容美容専門大学校

印

様式第4号

美第 号

称号授与書

職業実践専門課程美容学科

学校印 氏名

年 月 日生

上の者に文部科学大臣告示(平成28年
文部科学省告示第19号)により専門士
(職業実践専門課程)の称号を授与する

年 月 日

学校法人 山陰理容美容学園
松江理容美容専門大学校

印